

平成19年3月30日

租税訴訟学会会員 各位

租 税 訴 訟 学 会
会 長 山 田 二 郎
副会長 青 木 康 國
(争訟部 担当)

租税訴訟支援センターの登録相談員（仮称）の募集について

租税訴訟学会の運営につきましては、日頃ご協力を賜り誠にありがとうございます。

今般、租税訴訟学会では、納税者支援のため、租税訴訟学会に「租税訴訟支援センター」を設置し、事務局を設け、日本司法支援センター、その他の機関の求めに応じ、租税に関する調査及び処分に係る紛争等の解決についての相談・助言、又は受任する業務を開始することを決定しました。

つきましては、この相談等の業務を担当される方を募集していますので、多数の方々から奮って御応募して下さいますようお願い申し上げます。

なお、応募に際しては、別紙「相談員登録申込書」に記入の上、申込下さいますようお願い申し上げます。

相談等の業務は、下記の「相談手順の概要」記載のとおり予定しております。従って、登録相談員の主要な職務は、受付当番、提携先から紹介された相談希望者からの相談等です。

相談手順の概要

- A 予め相談員を募集の上、当センターに担当事項を登録します。
- B 提携先からの受信は、予め日時を定め、登録相談員が交代で、受付当番を担当し、提携先から紹介された相談希望者からの相談事項を事務局に報告します。
- C 事務局は、受付当番からの報告に基づき、事案の内容から最適な登録相談員を選定し、相談事項を回付します。
- D 最適な登録相談員に選定された登録相談員は、提携先から紹介された相談希望者に対し連絡の上、相談に応じ、適宜回答し、内容により面接又は受任します。
- E 担当登録相談員の相談等の報酬は、受付当番は無料、その他、電話による相談・助言、又は、面接及び受任は個別契約

租税訴訟支援センター設置要綱

(支援センター設置・目的)

第1条 租税訴訟学会は、納税者の租税に関する調査及び処分に係る紛争の解決を支援するための機関として、租税訴訟支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。

(支援センターの事業)

第2条 支援センターは、前条の目的を達成するため、日本司法支援センター、弁護士会、税理士会、その他の機関（以下「提携機関」という。）との緊密な連絡に基づき、相談に関する受付、相談、及び受任の業務を行う。

(相談員の登録)

第3条 支援センターは、前条の事業を遂行するため、予め、相談に関する受付、相談・助言、及び受任の業務を行う担当者を募集の上登録する（以下「支援登録相談員等」という。）。

(事務局の設置)

第4条 支援センターに事務局を設置し、事務局当番者を、予め日時を指定し、支援登録相談員等のうちから選任する。

(相談申込の受付)

第5条 支援センターは、提携機関の紹介者（以下「相談等希望者」という。）からの情報の受付業務を担当する者（以下「受付当番担当者」という）を、予め日時を指定し、支援登録相談員等のうちから選任する。

2 受付当番担当者は、前項の情報を受付後、別紙様式による「受付票」を作成し、事務局に回付する。

3 事務局は、前項の受付票を受領後速やかに、支援登録相談員等のうちから当該相談に最適な者を選定し、受付票を回付する。

(相談に対する対応)

第6条 前条第3項の受付票を受領した支援登録相談員等は、遅滞なく受付票に記載された相談等希望者に連絡し、次項以下に従い相談・助言に対処する。

2 相談内容が、簡単な電話のみで終了する事案については、その対応で終了する。

3 相談内容が、複雑な事案については、更に、個別に電話又は面接により相談に対処する。

4 相談内容が、複雑で相談等希望者が委任を希望する事案については、自己が受任し、又は租税訴訟学会争訟部と協議して、受任者を決定する。

5 相談に対処した結果は、別紙定型書式による報告書を作成し、租税訴訟学会争訟部に報告する。

(相談等に対する報酬)

第7条 第5条の受付業務は、無報酬とする。

2 第6条の相談等の業務については、相談内容の処理結果により、相談等希望者との協議に基づき別途定める。

(この要綱の効力発生日)

第8条 日本司法支援センターとの協議結果、及び、支援登録相談員等の募集結果により別途定める。